

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令  
規制の名称： ばい煙発生施設の規制規模要件緩和  
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局： 環境省水・大気環境局大気環境課  
評価実施時期： 令和3（2021）年8月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表 1 に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。  
簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： ii

規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの

- ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるため。

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は 5~10 年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）は、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的とし、工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙等を規制している。そのうち、ばい煙発生施設のボイラーについては、伝熱面積又はバーナーの燃料の燃焼能力の要件によって対象を定め、設置届出、排出基準遵守、自主測定実施を義務付ける等の規制を行ってきた。

昨今、大気環境は改善してきており、令和元年度の環境基準達成率（SO<sub>2</sub>、CO、SPM、PM<sub>2.5</sub>、NO<sub>2</sub>）

は、ほぼ 100%であり、現行の仕組みを確実に担保し続けていくことにより、今後もこの状況を維持できるものと見込んでいるところ。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

今般、令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、事業者より、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。

これを受け、環境省において、専門家等からなる「ばい煙発生施設影響評価検討会」を設置し、ばい煙発生施設のうちボイラーに係る規模要件について検討した。その結果は以下のとおりである。

- ・伝熱面積と排出ガス量の関係については、規制開始当初は相関があったためにボイラーの規模を示す客観的指標として採用されていたが、現在では、強い相関があるとは言えなくなっている。
- ・伝熱面積の規模要件を撤廃した場合、規制から外れる対象施設は 13,000 施設程度と見込まれ、ばい煙排出量への影響は、多く見積もっても全体の 2～4%程度の値であり、全体への影響は限定的なものである。
- ・規模要件から伝熱面積を無くした場合、規制対象外となるボイラーについては、現在、燃料種のうち気体燃料又は液体燃料のものは、排出ガスの処理を行わなくとも法で定める排出ガス基準を満たす性能のものの流通が一般的であり、同様の規模の木質バイオマスボイラーを含む固体燃焼ボイラーについては、一般的に排ガス処理装置が標準搭載されている。

これらのことから、本検討会の報告書において、見直しにより規制の対象外となる施設からの排出ガスに含まれる大気汚染物質の量という点においても影響は大きくないと考えられると評価され、ボイラーの届出規模要件のうち、伝熱面積の要件については撤廃することが適当であるとされた。

これを踏まえ、ばい煙発生施設の規制規模要件について、伝熱面積の要件を撤廃し、バーナーの有無によらず「燃料の燃焼能力」とする改正を行うこととした。

### 3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

これまで伝熱面積の要件のみによって規制対象となっていた施設については、規制対象外となるため遵守費用は発生しない。

また、バーナーを持たない施設であって燃料の燃焼能力によって新たに規制対象となる施設については、そのほとんどが現在でも伝熱面積の要件で規制を受けていると想定されるため、今回の改正に伴う新たな遵守費用は発生しない見込みである。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

全国の都道府県及び政令市においては、地域の実情に応じた大気環境保全対策や条例改正等の検討が必要となると考えられるが、その定量的な行政費用の評価は困難である。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

全国の都道府県及び政令市においては、地域の実情に応じた大気環境保全対策や条例改正等の検討が必要となると考えられる。

## 5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

今回の改正の内容については、専門家等から構成される「ばい煙発生施設影響評価検討会」において、ばい煙発生施設のうちボイラーに係る規模要件について検討が行われ、その結果が「ばい煙発生施設影響評価検討会報告書（令和3年3月30日）」においてまとめられている。

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

今回の改正については、施行から5年後に事後評価を実施する。

### ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により影響を把握することとする。

- ・ 大気常時監視結果